手続項目	詳細	手続内容 など	堺市の窓口
□ 住所の異動 □ 世帯の変更	□ 堺市外からの転入	もとの住所地に転出(予定)届を出して、発行された転出証明書を持参して、堺市に転入届を届出してください	各区役所(市民課)
	□ 堺市外への転出	堺市で転出(予定)届を出して転出証明書の発行を受けて、新しい住所地に転入届を届出してください	
	□ 堺市(区)内間の転居	転居後に、住民異動届を出して、新住所とその世帯構成を届け出てください	
	□ 世帯の変更	同一住所であっても、世帯分離(それぞれが世帯主になる)の届出をし、別世帯にすることができます	
□ マイナンバーカード	□ 券面変更	氏や住所が変わった場合、マイナンバーカードの券面に変更を記載し、情報を更新します。ご本人がマイナンバーカードをもって、住民票がある 住所地の市区町村窓口で手続きをしてください	各区役所(市民課)
□ 印鑑登録	□ 印鑑登録廃止(登録)	登録印が旧氏の場合や、市外転出した場合は、旧の印鑑登録は自動的に廃止されます。印鑑登録が必要な場合は、住民票がある住所地 の市区町村窓口で新規に登録してください。	各区役所(市民課)
□ 健康保険 □ 年金	□ 国民健康保険	現状が国民健康保険の方は、保険証を持参して住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。他の健康保険から国民健康保険に変わる場合は、元の健康保険の資格喪失の証明を持参してください。	各区役所(保険年金課)
	□ 国民年金加入者	扶養されていた3号被保険者の方や、氏や住所が変わる場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きしてください。	
	□ 国民健康保険以外の健康保険□ 国民年金以外の厚生年金等	健康保険や年金について、氏や住所の変更、離婚した元配偶者(および子ども)について、健康保険の扶養から外す、国民年金の第3号被保険者から外すなどの手続きは、勤務先になります。	(勤務先)
□ 児童手当など	□ 児童手当 □ 児童扶養手当	状況により手続きが異なりますので、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	各区役所(子育で支援課)
□ 医療費助成など	□ ひとり親医療	扶養する18歳以下の子どもがいる場合、住民票がある住所地の市区町村窓口にお問い合わせください。	各区役所(保険年金課)
	□ こども医療・障害者医療	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。	
	□ 妊婦健診・予防接種手帳	妊婦健診受診表や、乳幼児の予防接種手帳等は、住所異動時に新しい住所の市区町村で交換します。	各区役所(保健センター)
	□ 特定疾患	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住所地(管轄保健所等)の窓口で手続きをしてください。	
	□ 自立支援医療	氏や住所、健康保険の変更がある場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で手続きをしてください。	各区役所(保健センター) 美原区は地域福祉課
□ 障害者手帳	□ 身体障害者手帳・療育手帳	氏や住所が変わった場合は、住民票がある住所地の市区町村窓口で変更手続きをしてください。障害福祉サービスを利用している場合は、受 給者証の変更手続きをしてください。	各区役所(地域福祉課)
	□ 精神保健福祉手帳		各区役所(保健センター) 美原区は地域福祉課
□ その他	□ 住所や名義の変更手続	電気、ガス、水道、電話・携帯電話、車、公営住宅、銀行の通帳やキャッシュカード、生命保険、株、クレジットカード、運転免許証、パスポートな	28